

お知らせ

〔固定資産税〕
家屋の取り壊し・売買・
相続などをしたら届出を!!

固定資産税は、毎年1月1日に所有されている土地、家屋、※償却資産に対して課税される税金です。

このため、家屋を取り壊したり、売買、相続などした場合、次のいずれかの手続きが必要です。

※償却資産・・・会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品・構築物など

○不動産登記がされている家屋の場合

〔取り壊したとき〕

・法務局で「滅失登記」の手続きをしてください。

・滅失登記が12月31日までに完了しない場合は、「建物滅失届」を市役所税務課または最寄の支所へ提出してください。

〔売買・相続などをしたとき〕

・法務局で「所有権移転登記」の手続きをしてください。契約済であっても登記が12月31日までに完了しない場合、平成23年度

の納税義務者は変わりません。

○不動産登記がされていない家屋の場合

〔取り壊したとき〕

・「建物滅失届」を市役所税務課または最寄の支所へ提出してください。（契約書の写し等確認できる書類を添付してください。）

〔売買・相続などをしたとき〕

・「未登記家屋の所有者変更届」を市役所税務課または最寄の支所へ提出してください。（契約書の写し等確認できる書類を添付してください。）

※届出等が遅れると引き続き課税されますので、お早めに手続きをお願いします。

※市役所での手続きに必要な「建物滅失届」「未登記家屋の所有者変更届」の様式は、市役所税務課または各支所にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

閤税務課

☎(25) 8116

※詳しくはお問合せください。

閤子育て支援課

☎(25) 8136

オストメイトの
社会適応訓練講習会 開催

オストメイトとその家族を対象に社会適応訓練講習会を開催します。

▼日時

12月11日(土) 13時～16時30分

▼場所

大津市ピアザ淡海

▼対象者

オストメイトとその家族

▼内容

・講演「滋賀県の5大がん地域医療連携について」

（講師）滋賀県立成人病センター

・講演「介護保険制度について」

（講師）滋賀医科大学医学部附属

病院 皮膚・排泄ケア認

定看護師 河村光子さん

・医療相談会

（講師）松尾隆志さん・河村光子さん

・ストーマ装具メーカーによるス

トーマ装具展示・説明会

▼参加費

無料

税務署からのお知らせ

～相続または贈与等に係る生命

（損害）保険契約等に基づく年金の

税務上の取扱いの変更について～

相続、贈与等により取得した生命

保険契約や損害保険契約等に係る年

金の所得税の取扱いを改めることと

しました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。

詳しくは国税庁ホーム

ページ（☎www.nta.go.jp）を

ご覧いただくか、今津税務署までお

問合せください。

閤今津税務署 ☎(22) 2561

児童扶養手当の申請は
お済みですか？

児童扶養手当が父子家庭にも支給されます。

手当を受給していただくためには申請（認定請求）が必要です。市役所子育て支援課または各保健センター（朽木は支所）で手続きをしてください。

※オストメイトとは、がん等で人工ぼうこう、人工肛門を保有した方

☎(社)日本オストミー協会滋賀支部

谷口良雄さん

☎077(562) 1773

高島市まちづくり
メールマガジン開始！

たかしま市民協働交流センターでは、皆さんの携帯電話にまちづくり情報をお届けするメールマガジンサービスを開始しました。ぜひ登録ください。

▼お届けする情報

○まちづくりイベント情報

○セミナー・講演会情報

○助成金・補助金情報

○ボランティア募集案内など

★毎週金曜日にお届けします。

▼登録の手順

①携帯電話で左のQRコードを読み取り、空メールを送信する。



reg@nishi-biwako.net

②自動返信メールが届いたら、その指示に従って指定部分をクリックしていただくと登録完了です。

▼申請手続きに必要な書類
・受給資格者および該当する児童の戸籍謄本（抄本）
・印鑑

・認定請求書等（用紙は子育て支援課または各保健センターにあります。）

▼父子家庭の支給要件

次の①から⑤のいずれかに該当する児童（注1）を、父が養育し、かつ生計を同じにしている場合に支給されます。

①父母が離婚した児童

②母が死亡した児童（注2）

③母が一定程度の障害の状態にある児童

④母の生死が明らかでない児童

⑤その他（母が1年以上遺棄している児童等）

（注1）この制度でいう「児童」とは、18歳の誕生日以降、最初の3月31日までの児童をいいます。

（注2）母の死亡について支給される公的年金給付等を受けている場合は支給されません。

▼手当額（月額）

児童1人の場合

全部支給額 41,720円

▼その他

・登録は無料ですが、パケット通信料は各自でご負担願います。

・パソコンメールをご希望の場合は、webmaster@tkc.takashishiga.jpまでご連絡ください。

閤たかしま市民協働交流センター

（今津「ミニユニティセンター」内）

☎(20) 5758

募集

少年自立支援協力企業の
登録を募集

高島市少年センター・あすくる高島では、仕事をしていない、就職活動を行っていない青少年に対して就労等へ導く支援を行っています。「働くこと」「自分が必要とされていること」、そして「経済的自立」の意義と喜びを体感し、働くための一歩を踏み出すきっかけとなるように、職場体験や就労等について受入れ協力をしていただける企業（事業所・団体）を募集しています。ぜひ青少年の自立支援にご協力をお願いします。

※自立支援協力企業の登録に関する